

○九州工業大学研究成果有体物取扱規程

〔平成16年 3月17日〕
九工大規程第 36 号

改正 平成18年10月 1日九工大規程第40号
平成24年 9月26日九工大規程第27号

九州工業大学研究成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）の教育職員等及び学生等が得た研究・教育等の研究成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって研究成果有体物に係る技術移転等の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究成果有体物」とは、次の各号に掲げるもので、学術的価値又は財産的価値のあるもののうち、本学に帰属するものをいう。ただし、九州工業大学プログラム等取扱細則（平成23年九工大細則第17号）に規定しているもの及び論文、講演、その他の著作物等に関するものは除く。

- (1) 研究・教育の結果として、又は研究・教育を行う過程において得られた材料、試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。)、試作品、モデル品、実験装置等
- (2) 臨床等において得られた試料（細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。)

2 この規程において「教育職員等」とは、教育職員、研究員、共同研究者等の本学において研究・教育等の業務に従事するすべての者（本学以外の機関（以下「外部機関」という。）に所属する者を含む。）をいう。

3 この規程において「学生等」とは、学部学生、大学院学生、研究生、研修生、科目等履修生等の本学において教育職員等に教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。

4 この規程において「職務上」とは、教育職員等が研究等において得た研究成果有体物が、その研究成果有体物を得た教育職員等が所属し又は所属した本学の所掌する業務の範囲に属するもののうち、その研究成果有体物を得るに至った行為が、本学におけるその教育職員等の現在又は過去の職務に属したものをいう。

(研究成果有体物の取扱いの統括)

第3条 学長は、本学の研究成果有体物の取扱いを統括するとともに、研究成果有体物が広く社会で活用され、学術・研究開発の発展又は新たな事業若しくは産業の創出に資すると認められる場合には、積極的に公表、開示、提供等に努めるものとする。

(研究成果有体物の帰属)

第4条 本学において、教育職員等が職務上得た研究成果有体物は、原則として、本学に帰属する。

2 前項の規定に関わらず、当該研究成果有体物に関連し、別に定めがある場合は、これに従うものと

する。

3 本学において、教育職員等の学生等に対する研究指導により得られた研究成果有体物は、原則として、本学に帰属する。

4 教育職員等及び学生等が外部機関において得た研究成果有体物は、当該外部機関において特段の定めがない限り、当該外部機関に帰属する。ただし、研究成果有体物について第7条第2項に規定する権利等の確保に係る要求が認められた場合は、この限りではない。

(研究成果有体物の届出)

第5条 教育職員等は、次の各号に掲げる研究成果有体物の該当がある場合は、学長へ届け出るもの又は申請するものとする。

(1) 極めて学術的又は財産的価値が高いものを作成した場合

(2) 極めて有害性又は危険性が高い試料を作成した場合

(3) 第9条に定める研究成果有体物を持ち出す場合

(4) 第10条に定める研究成果有体物を他に提供する場合

(5) 第12条に定める研究成果有体物の受入れを行う場合

2 教育職員等は、前項第1号及び第2号に定める研究成果有体物の該当がある場合は、研究成果有体物届出書(別記様式第1号)により学長に届け出るものとする。

3 学長は、前項の届け出があった場合は、第3条及び次条の規定に基づき、研究成果有体物の管理について適切な指示を行うものとする。

(研究成果有体物の管理等)

第6条 教育職員等は、研究成果有体物を作成し又は受入れを行った場合は、その特性に応じ適切に管理しなければならない。

2 教育職員等は、研究成果有体物の提供及び受入れに際しては、本学の諸規則のほか、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)等の関係法令、国の定める倫理指針その他の法令等を遵守するものとする。

(外部機関における研究成果有体物の取扱い)

第7条 教育職員等は、外部機関において研究成果有体物を得、又は知り得た場合には、当該外部機関の定めるところにより、その研究成果有体物の取扱いに関し、適切に対応しなければならない。

2 教育職員等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た研究成果有体物については、当該外部機関の定めるところにより許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなければならない。

(研究成果有体物の公表等)

第8条 教育職員等は、研究成果有体物に関して公表又は開示「以下(公表等という。)」しようとする場合には、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、当該研究成果有体物の作成に係る研究を指揮監督した教育職員等(以下「研究代表者」という。)から承認を得なければならない。

2 研究成果有体物の公表等を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 公表等により本学又は外部機関の知的財産に生じ得る不利益

(2) 当該研究成果有体物の作成に関わった教育職員等及び学生等の教育研究上の要請

(3) 公表等に際し法令や倫理上の違反がないこと

3 教育職員等は、公表等されることが法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、当該研究成

果有体物の取扱い等について、適切に対応しなければならない。

- 4 学長は、研究代表者又は外部機関からの要請があった場合その他必要な場合は、教育職員等及び学生等に対し、秘密保持等の義務を課することができる。

(研究成果有体物の持ち出し)

第9条 教育職員等は、本学において職務上得た研究成果有体物を、異動等、学術・研究の交流又は公表等で学外に持ち出す場合は、研究成果有体物持出許可申請書（別記様式第2号）を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項において学長は、研究成果有体物を持ち出す教育職員等に対し、秘密保持等の義務を課することができる。

(研究成果有体物の提供)

第10条 教育職員等は、次条に規定する場合を除き、学術・研究開発又は産業利用を目的として、研究成果有体物の他への提供を希望するときは、研究成果有体物提供許可申請書（別記様式第3号）を学長に提出し、その承認を得ることにより、本学の研究成果有体物を他に提供することができるものとする。この場合において、学長は、当該教育職員等が当該研究成果有体物の作成に要した費用等を勘案して、適正な条件で契約を締結するものとする。

(研究成果有体物の提供の禁止)

第11条 教育職員等は、研究成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研究成果有体物を他に提供してはならない。

- (1) 学長が提供を禁止したもの
- (2) 法令及び本学の規則等に違反するもの
- (3) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの
- (4) 外部機関が作成したもので本学以外の機関への提供が禁止されているもの
- (5) 個人の情報が特定され得るもの
- (6) 複製が実際上困難であり、提供することにより研究・教育又は研究開発に支障を生じるもの

(外部機関からの研究成果有体物の受入れ)

第12条 教育職員等は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から研究成果有体物を受入れることができる。

- 2 教育職員等は、前項の受入れに際して、当該研究成果有体物を受入れることが法令及び本学の定め違反しないことを確認のうえ、研究成果有体物受入許可申請書（別記様式第4号）を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 3 学長は、外部機関から契約締結の要請があった場合は、契約を締結するものとする。

(教育職員等の異動等に伴う配慮)

第13条 学長は、教育職員等の異動等に伴う研究成果有体物の持ち出し、提供及び受入れの承認にあたっては、当該教育職員等が異動先においての研究等に支障が生じないように配慮するものとする。

(提供奨励金)

第14条 学長は、研究成果有体物を他に提供することにより本学が収入を得たときは、九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35号）第12条に規定する特許補償基準を準用して作成者に対して提供奨励金を支払うことができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。